

業 務 名：漁場堆積物除去0302業務測量

地 区 名：福島県沿岸地区

施工場所：双葉郡浪江町沖 外

特 記 仕 様 書

福島県農林水産部水産課

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

- 1 本特記仕様書は、漁場堆積物除去0302業務測量 福島県沿岸地区に適用する。
- 2 本業務は、福島県土木部発行の「共通仕様書 業務委託編Ⅰ 測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）を適用し、文中の「福島県土木部」は「福島県農林水産部」と読み替え、最新のものを使用する。
また、作業規程は「福島県公共測量作業規程」（以下「作業規程」という。）を適用するが、これ以外の場合は「作業規程の準則」（平成20年国土交通省告示第413号）の最新の改正のものを使用する。

第2条（目的）

本業務は、東日本大震災の津波被災により流入した建物など構造物の破片等の分布状況を把握し、今後実施する堆積物除去作業に活用することを目的とする業務である。

第3条（事業概要）

- 1 位 置 福島県双葉郡浪江町沖 外
- 2 業務内容 ○堆積物分布調査業務 N=1式

}	航空レーザ測量業務	A=0.8km ²
	航空写真撮影業務	A=6.0km ²
	深淺測量	N=100測線

第4条（準拠する関係法令等）

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び契約書によるほか、関係法令等に準拠して行うものとする。

第5条（品質管理）

受託者は、測量の品質を確保するため、公共測量作業規程に規定された適切な精度管理を行うものとする。また、十分な品質を確保すべく、品質マネジメントシステム（ISO9001）に準拠し行うものとする。

第6条（公共測量作業申請）

本業務における、公共測量実施計画書等の必要書類の提出については、監督員と協議の上、速やかに行うものとする。

第7条（関係官公署との折衝等）

本業務遂行のために関係者または関係官公署との折衝が必要な場合は、監督員と協議の上、折衝するものとする。

なお、本作業区域は福島県相馬港湾建設事務所が管理する富岡漁港の漁港区域を含む。

第8条 (打合せ)

打合せ時期は及び回数は、原則として業務着手前1回、中間1回、及び最終取りまとめ段階1回の計3回とするが、必要に応じて随時行うものとする。また、打合せ内容は書面をもって整理し、監督員の確認を得て提出しなければならない。

第9条 (成果品の瑕疵)

本業務の成果品について、納品の後、瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

第10条 (成果品の帰属)

本業務における成果品及び中間成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用または流用してはならない。

第2章 業務内容

第11条 (業務実施方針)

本業務の実施にあたり、測量成果の種類・内容・構造・品質等を明示した製品仕様書を作成し、品質評価には十分留意するものとする。

第12条 (業務概要)

本業務の概要は、以下のとおりとする。

工 種	細 別	数 量 等
航空レーザー測量	全体計画	1式
	航空レーザ	1式 0.8km ²
空中写真撮影	空中写真撮影	6.0km ²
深浅測量・サンドスキャン ソナー調査	測量準備	1式
	機材運搬	1式
	艀装テスト	1式
	深浅測量	1式(100測線)
打合せ	打合せ協議	1業務(3回)

第 13 条（測定の基準等）

測量法に規定する平面直角座標系第Ⅷ系の原点を基準とし、地形図の区画に準拠するものとする。また、高さの基準は、日本水準原点に準拠するものとする。

第 3 章 航空レーザー測量

第 14 条（全体計画）

受注者は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを発注者に提出して、その承認を得なければならない。

作業計画を変更するときも同様とするものとする。

第 15 条（航空レーザー測量：水部解析）

航空レーザー計測の実施に当たり、本業務対象地域陸部の地形、建物形状及び沿岸部水底の測深その周辺地形（堆砂・洗掘）、河川における河口デルタや砂州の挙動、瀬・淵の形状計測が可能なスキャナ等、必要な機材を装備したうえで作業を行うものとする。また、海部のスキャン密度は、1.0m×1.0mのメッシュの範囲に1点以上レーザー点が照射されるよう設定する。計測範囲は富岡漁港周辺の面積0.8km²とし、撮影高度は福島第一原子力発電所の近くを飛行するため、安全確保から約600mを標準とする。

1 三次元計測データ及びオリジナルデータ作成

航空レーザー測量により得られたデータから、ノイズ等のエラー計測部分を削除処理を施し、統合解析により三次元計測データを作成し、さらに精度検証を実施して、オリジナルデータを作成する。

2 グラウンドデータ作成

オリジナルデータを地物や樹木等のデータをフィルタリング処理を施し、地表面の標高を示すデータを作成する。

3 グリッド（標高）データ作成

グラウンドデータから内挿補間によりグリッド（標高）データを作成する。

4 等高線データ作成

グラウンドデータまたは、グリッドデータ（標高）を用いて等高線データを作成する。

5 数値地形図データファイル作成

製品仕様書に従って数値地形図データファイルを作成し、電磁的時期媒体に記録する。

第 4 章 空中写真撮影

第16条（空中写真撮影）

東日本大震災の津波被災によりに流入した建物など構造物の破片等の分布状況を把握するため垂直撮影を行うものである。方向及び撮影高度については、監督職員と打合せの上決定するものとする。撮影範囲は沿岸方向約12km、汀線を中心に岸沖約0.5km、面積6.0km²とし、撮影高度は福島第一及び第二原子力発電所の上空飛行の安全確保から約2,000mを標準とする。

1 撮影計画

撮影計画は、本業務で使用するデジタル航空カメラを考慮し、業務の目的、計測精度を理解した上で、最適な撮影・計測方法を立案するものとする。

2 撮影

撮影は、気象状態が良好なときに行うものとし、詳細な時期については、監督職員と打合せの上決定するものとする。

3 GNSS/IMU計算

GPS基準局の観測データ、航空機搭載のGNSS観測データ及びIMUデータを取得するものとする。解析計算は、キネマティックGPS解析及びIMU観測データによる最適軌跡解析を行い、外部標定要素を算出するものとし、解析結果は速やかに点検するものとする。

4 数値写真作成

デジタル航空カメラによる撮影が終了したときは、速やかに原数値写真の統合処理を行うものとする。統合処理が完了してから速やかに点検を行い、再撮影が必要か否かを判定するものとする。

第5章 深淺測量

第17条（測量準備）

測量調査を実施するにあたり、関係機関と諸調整を含む必要な準備を行なうものとする。

第18条（深淺測量・サンドスキャンソナー調査）

調査区域は水深約4～20m、岸沖方向の延長2.5kmを100m間隔100本・南北方向の延長10kmを4本、総延長290kmとする。また、点検測量はこれに直交する方向に適宜照査線を設けて行い、水深差の許容値は $\pm(20+h/100)$ cm : (h=水深cm) とする。なお、取得したデータは前述した潮位データを用いて潮位補正する。

第19条 測量の基準等

本業務は、測量法に規定する平面直角座標系第IX系の原点を基準とする。また、高さの基準は、D.L.（相馬港：T.P. -0.86m）とする。

第6章 成果品一覧

第20条（成果品）

- 1 提出すべき成果品及び提出部数は、下記に示すものとする。

成果品	規格	部数	備考
業務報告書	A 4	2部	
図面	A 1 または A 4	1式	
電子データ	C D - R	2枚	報告書・図面の電子データ

第7章 契約変更

第21条（設計変更）

下記事項に変更が生じた場合は、契約変更の協議対象とする。

- 1 現場条件及び作業状況により、設計条件、作業項目及び数量に変更が生じた場合。
- 2 工期の変更が生じた場合。

第8章 関係機関等との調整

第22条（地元漁業者との調整）

- 1 本作業区域の漁業権者は相馬双葉漁業協同組合であるため、作業に先立ち作業計画について漁業協同組合へ説明し了承を得ること。また、調査範囲の水深や波浪・流況特性、漁業施設や瓦礫の有無等を把握するため、本作業区域の漁業権者である相馬双葉漁業協同組合及び相馬港湾建設事務所へのヒアリングを実施し、とりまとめるものとする。

なお、作業期間はノリ養殖作業と重複するため、漁業に支障とならないよう十分に配慮すること。

- 2 作業にあたっては、航行中の船舶に十分注意すること。
また、空間線量計を携行し、常に空間線量を監視するとともに、異常を感知した場合は速やかに退避できる態勢を整えるなど特に留意すること。

第9章 その他

第23条（定めなき事項）

- 1 この仕様書に定めのない事項又は、この業務の作業にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議すること。
- 2 委託業務の従事者が地権者等に与えた損害は、受託者の負担において処理するものとする。
- 3 業務の途中で成果品の一部の提出を求める場合もあるため、監督員と綿密な打合せを行いながら業務の遂行にあたること。